

# 不正競争防止法の域外適用

—最近の東京地裁判決を中心として—

元大阪大学大学院経済学研究科講師 西口 博之



## 要約

企業が保有する特許発明の保護は、企業内で営業秘密（製造ノウハウ）とする方法と特許申請による公開の方法とがあるが、我が国企業の場合、後者を重視してきたこともあり、技術が後発メーカーに流出するケースが多発している。ましてや、それが海外で生じ易い最近の環境とも相まって営業秘密の渉外的侵害が増加している。

一方、これら営業秘密の侵害を阻止するための不正競争防止法の適用は、これまでのその侵害紛争が国内中心であったため、海外での侵害事件に適用されることはなかった。

最近、この不正競争防止法2条1項8号（不正開示後悪意転得行為）の渉外事件への適用が判断された東京地裁判決が注目を浴びている。

本稿は、その東京地裁の判断を中心として、不正競争防止法の域外適用について論じるものである。

## 【討論対象となることを希望する論点】

- ① 我が国の場合、特許発明の保護は特許申請による公開方式（Open方式）と営業秘密による方法（Closed方式）のどちらが望ましいか？
- ② 将来営業秘密侵害がインターネットで多発する事態への対応策

## 目次

- I. はじめに
- II. 不正競争防止法と営業秘密
  1. 営業秘密の侵害と不正競争防止法
  2. 不正開示後悪意転得行為（2条1項8号）
- III. 知的財産権の渉外的侵害
  1. 知的財産権の渉外的侵害とルール
  2. 営業秘密の渉外的侵害とルール
- IV. 不正競争防止法の域外適用
  1. 知的財産権の域外適用と属地主義
  2. 不正競争防止法の域外適用
- V. 平成29年7月12日東京地裁判決
- VI. おわりに

本稿で取り上げた事案は、原告企業製品の中国での販売について、代理店契約をしていた台湾企業訴外Aに対して、中国企業である訴外B向けに送信された文書と、中国企業訴外Cとの打ち合わせに送信された文書の営業秘密を被告が入手、これを別件訴訟の中で裁判所に提出し、その行為についての不正競争防止法2条1項8号違反が問われた事件である。

本件では、不正取得行為が認定されず原告の請求は却下されたが、裁判所は争点の一つである準拠法に関する判断を示すことなく、日本の不正競争法を適用している。

## I. はじめに

昨今、我が国企業が有する特許発明が、その企業関係者経由で他国の企業に不正取得され、その特許に基づいて製造された製品が我が国に逆輸入されるケースが見られる。

その特許発明が営業秘密である場合には、かかる不正取得は不正競争防止法により保護されている。

## II. 不正競争防止法と営業秘密

### 1. 営業秘密の侵害と不正競争防止法

営業秘密とは、我が国の不正競争防止法第2条6項によれば、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう」と定義されている。技術上の情報とは、技術的ノウハウ、

設計図、実験データ、製品の成分などをいい、営業上の情報とは、顧客名簿、受注書、見積書、販売マニュアル、商品の原価、利益率などをいう<sup>(1)</sup>。

営業秘密と類似する概念として、「ノウハウ」・「トレードシークレッド」・「企業秘密」等があるが、不正競争防止法で「営業秘密」が用いられているのは、「ノウハウ」は技術上の情報のみを指す場合があること、「トレードシークレッド」は「営業秘密」の外に「企業秘密」を含めて用いられること、「企業秘密」はノウハウ的な情報に限定されず、企業の秘密情報すべてを含まれた広い概念で用いられるためである<sup>(2)</sup>。

この営業秘密の定義が示すように、営業秘密であるためには、秘密管理性・有用性・非公知性の要件が必要となる<sup>(3)</sup>。

秘密管理性とは、秘密として管理されていることが要求され、それには情報に触れることが出来る者を制限すること（アクセス制限）、情報に触れた者にそれが秘密であると認識出来ること（客観的認識可能性）が必要となる。

また、有用性とは、有用な営業上又は技術上の情報であることが必要で、当該情報自体が客観的に事業活動に利用されていたり、利用されることによって、経費の節約、経営効率の改善等に役立つものであること。

更に、非公知性とは、公然と知られていないこと、即ち保有者の管理下以外では一般に入手できないこと等が要求される。

平成25年8月に公表された経済産業省による「営業秘密管理指針の概要」によれば、具体的な秘密管理の考え方として、営業秘密の指定が必要で、①営業秘密の抽出、指定（例えば、製品の設計図・製法、製造装置に関する図面、種菌、顧客名簿・販売マニュアル、仕入リストなど）、②アクセス権者（その情報に触れることのできる者）の指定が必要とされている。又、具体的な秘密管理の物理的管理方法として、①秘密表示、②（識別可能な）分離保管、③保管（施錠）、④持ち出し・複製、⑤回収・廃棄、⑥施設等の管理等があるとされる。更に、具体的な秘密管理の技術的な管理方法として、①ルールの設定、②アクセス及びその管理者の特定・限定、③データの消去・廃棄、④外部からの侵入に対する防御などが必要とされている。

一方、具体的な秘密管理についての人的管理並びに

組織的管理の方法としては、①従業員に対する教育、②アクセス権者への教育、③就業規則等による規定、④転入者（中途採用者）対策、⑤取引先対策など人的管理方策が必要とされ、組織としては、①管理方針等の整備、②責任者の明確化、③事後対応体制の整備、④教育・周知徹底、⑤日常的なモニタリング、⑥内部監査の実施等が必要であるとされている<sup>(4)</sup>。

我が国における営業秘密に係る不正競争行為については、平成2年以降数度の不正競争防止法の改正により、第2条1項4号から10号までに規定されている<sup>(5)</sup>。

① 不正取得行為（2条1項4号）

不正取得行為とは、窃盗、詐欺、強迫その他の不正な手段で営業秘密を取得する行為をいう。

② 不正取得後悪意転得行為（2条1項5号）

不正取得後悪意転得行為とは、その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為を言う。

③ 不正取得善意転得後悪意使用行為（2条1項6号）

不正取得善意転得後悪意使用行為とは、営業秘密を所得した後に、その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知り、又は重大な過失により知らないで、その所得した営業秘密を使用し、又は開示する行為を言う。

④ 不正目的使用開示行為（2条1項7号）

不正目的使用開示行為とは、営業秘密を保有する事業者からその営業秘密を示された場合において、不正な競争その他不正な利益を得る目的で、又はその保有者に損害を与える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為を言う。

⑤ 不正開示後悪意転得行為（2条1項8号）

不正開示後悪意転得行為とは、その営業秘密について不正開示行為であること、若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為を言う。

⑥ 不正開示後善意転得後悪意使用行為（2条1項9号）

その取得した後に、その営業秘密についての不正開示行為が介在したことを知って、又は重大な過

失で知らないで、その取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為（事後的悪意者）

- ⑦ 営業秘密侵害品の譲渡等（2条1項10号）4号から9号までの掲げる営業秘密不正使用により生じた物を譲渡・輸出・輸入等する行為

## 2. 不正開示後悪意転得行為（2条1項8号）

営業秘密に関する漏洩型の不正競争の基本型（2条1項7号）から派生する不正競争として、営業秘密の不正開示行為であること、または営業秘密不正開示行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないで、その営業秘密を取得する行為（取得行為）、取得に係る営業秘密を使用する行為（使用行為）、取得に係る営業秘密を開示する行為（開示行為）を規定している（2条1項8号）。

営業秘密の不正開示者から直接に又は中間取得者を介して間接に営業秘密の開示を受けた者の取得行為、使用行為及び開示行為を不正競争とするものである<sup>(6)</sup>。

転職した従業員が、元の企業の営業秘密を無断で持ち出し、転職先の企業がそれを知りながら、その営業秘密を使用する様な行為がこれに該当する<sup>(7)</sup>。

近年、企業の基幹技術の漏洩を巡る大型紛争が生じている現状下で、更にスマートフォンの普及や、サイバー攻撃技術の高度化等IT環境の変化もあり、情報漏洩が深刻化している。このことより、平成27年7月10日不正競争防止法が改正されて、渉外的な項目としては、国外犯処罰の範囲拡大・営業秘密侵害罪の海外重罰化等が図られている<sup>(8)</sup>。

## Ⅲ. 知的財産権の渉外的侵害

### 1. 知的財産権の渉外的侵害とルール

我が国における特許を含む知的財産権の侵害の準拠法についての考え方には、工業所有権法学者を中心とする属地的効力主義（公法説）と国際私法学者を中心とする国際私法適用説（国際私法による準拠法決定説）の二つに大きく分かれている<sup>(9)</sup>。

前者は、特許等の知的財産権は、属地性を有し一國で付与された特許等の効力はその領域内に限られるから国際私法による準拠法を問題とするまでもなく、特許等の所在地の法によるべきとして、保護国法が準拠法となるとの見解で、カードリーダー事件第二審の考え方と同じである。

一方、後者は特許権等の知的所有権も財産権の一つであり、外国特許権の侵害に基づく請求は渉外性を持ち、国際私法の立場から探求し、適用すべき準拠法を決定すべきとする見解である。

この後者の説には、特許権の侵害に如何なる法性決定をすべきかで、次の通り学説が分かれている。

(a) 差止及び損害賠償請求の両方ともが不法行為として法性決定する説<sup>(10)</sup>。

(b) 差止請求は、特許権の効力であり、一方損害賠償請求権は不法行為として法性決定する如く分離して考える説。但し、この場合、準拠法決定につき不法行為については、法例第11条に規定があるが、特許権の効力については法例に定めがなく条理により決する必要がある為、その根拠に付き、保護国法主義と登録国法主義とに分かれる。前者は後述のカードリーダー事件第二審が、公法説による保護国法主義を取る一方、準拠法の決定が必要な場合にはこの考え方にもよる。また、後者には第一審の立場がある。

(c) 以上の国際私法適用説並びに公法説以外に、折衷説があるが、これは属地主義の原則を公法的に解釈しながら法例の適用を正当とする見解で、不法行為地法は、結局保護国法と一致するものとの見解である<sup>(11)</sup>。

### 2. 営業秘密の渉外的侵害とルール

企業秘密の渉外的侵害事件に対する準拠法選択ルールについては、不正競争防止法第21条3項（改正前の4項及び5項）において、外国における営業秘密侵害行為について、一定の要件を具備することを要件とした国外犯処罰規定を設けているが、その他には、渉外的要素を有する営業秘密侵害に関する不正競争の取り扱いについて特段の定めは存在していない<sup>(12)</sup>。

他方、渉外的要素を有する私法的法律関係に適用される準拠法を選択する抵触法についてみても、旧法例は元より、同法に替わって平成19年度より施行された「法の適用に関する通則法」においても、営業秘密侵害を含めたいわゆる不正競争行為に適用される準拠法選択に適用すべき特別な規定は設けられていない。従い、現在、営業秘密侵害行為に対する準拠法の選択は適用通則法の解釈に委ねられている。

また判例も少なく、且つ学説も定説がないようであるが次の様な考え方がある<sup>(13)</sup>。

(1) ノウハウ侵害を中心とした議論

① ノウハウ侵害行為を不正競争の問題と性質決定し、

市場地法へ連結する立場<sup>(14)</sup>、②ノウハウの侵害を法例11条(通則法第17条)の不法行為の問題と捉えて「原因事実発生地」法へ連結する立場に分かれる<sup>(15)</sup>。②は更に、隔地的不法行為における「原因事実発生地」について、行動地説、結果発生地説、折衷説、紛争事実関係と最も密接な現実的牽連を有する社会の法に依るべしとする見解等に分かれる。

#### (2) ノウハウ侵害にこだわらない議論

不正競争の類型を考慮し、市場に関する不正競争は、市場地法、営業に関する不正競争は競争者の営業所所在地による見解<sup>(16)</sup>。

判例としては、法例11条を採用するものとして、平成3年9月24日東京地裁判決がある。

尚、営業秘密侵害を理由とする損害賠償請求に関する訴えの場合、「不法行為に関する訴え」(民事訴訟法第3条の3第8号)に含まれるとして、不法行為地による国際裁判管轄権に服するとするのが一般的で、その裁判例(平成26年4月26日最高裁判決)もある<sup>(17)</sup>。

## IV. 不正競争防止法の域外適用

### 1. 知的財産権の域外適用と属地主義

先ず、属地主義(system of territorial law)とは、一般的には抵触法上何らかの意味でその場所に着目して法の適用を定める原則で、法の属地性の原則とも云い、法の連絡に関する基本思想の一つで、属人法主義に対する。またこの属地主義という用語は、普及主義に対する概念として、一国の法律が適用される結果としての効力の範囲に着目して用いられることもあるほか、刑法上日本の領域内で行われた犯罪(国内犯)について内外人を区別することなく日本の刑罰法規を適用するやり方を意味するものでもある<sup>(18)</sup>。

前者の属人法主義に対するものは国際私法上の属地主義の意味におけるもので管轄権又は法律の場所的限定のための「手法」を意味し、一方の後者の普及主義に対するものは国際法上の領域性原則の意味におけるもので領域限定という「結論」を意味する。そして、同時に前者は抵触法上の原則であり、後者は実質法上の原則であると言われている。

一方、知的財産法上の属地主義について言えば、通説上では次の様に言われている<sup>(19)</sup>。

(a) 各国の認める知的財産権の効力はその統治権の及ぶ領域内に限定される。

(b) その成立・変動及び効力は、その権力を認める

国の法律による。

(c) 外国の法律で認められた知的財産権は自国内では認めない。

また、判例上もカードリーダー事件並びに並行輸入に関するBBS事件上告審(最高裁平成9年7月1日判決)等で示された外国法の域外適用の否定は(a)並びに(c)の考え方によるものと考えられ、逆にカードリーダー事件第二審での「外国の特許権を内国で侵害するとされる行為がある場合でも、特段の法律又は条約に基づく規定がない限り、外国特許権に基づく差止め及び廃棄を内国裁判所に求めることは出来ない」との結論からは、その反対解釈として(b)でのわが国における特許法の域外適用の立法措置ないしその様な条約の成立・加入をもって属地主義から脱却する可能性を意味するものと解することが出来ると思う。

尚、知的財産権に関してこのような属地主義を国内法ないし条約上で定めた条項はないが、その根拠としては、次の様な説明がなされている<sup>(20)</sup>。

(a) 工業所有権につき、工業所有権「独立の原則」にその根拠を求める説(国際条約の解釈からの導入説：土井輝生)

(b) 知的財産の保護に関する条約の「内国民待遇」を根拠とする説(桑田三郎)

(c) 国際条約で暗黙の前提とされている点に根拠を置く説(木棚照一)

(d) 国家の君主より与えられた特権と言う沿革上の理由を根拠とする説(紋谷暢男)

(e) 利益衡量に根拠を求める説(田村善之)

(f) 法例第10条に根拠を求める説(斎藤彰)

特許法を含む知的財産権法の域外適用をめぐる議論は、これまでも特許法の渉外的な侵害事件の裁判でもなされ、最近では域外適用に積極的な考え方も増えてきている<sup>(21)</sup>。

米国の場合、特許法でいえば、特許法271条(a)及び(b)が侵害の積極的誘因行為に対して、また271条(b)及び(c)が外国での侵害行為にも適用されることになっており、我が国も同じ様な法制の採用を提案する説もある<sup>(22)</sup>。

### 2. 不正競争防止法の域外適用

不正競争防止法によって保護される営業秘密は、権利の属地的性格は有していないと言われている<sup>(23)</sup>。特許権のように権利を付与する知的財産権とは異なる

り、不正競争防止法は権利を付与するのではなく、一定の（不法）行為を禁止する構成を持つ。

このため、営業秘密については、知的財産権の属地主義の原則は働かず、外国において国内の営業秘密が侵害され、国内法の準拠法となった場合には、同一内容の営業秘密が当該外国において存在しているか等の当該外国での権利状況について考慮されることなく、国内法が適用されることになる。また、外国の営業秘密の侵害行為について日本の裁判所に国際裁判管轄が認められないわけではない<sup>(24)</sup>。

また、不正競争防止法は、営業秘密侵害等の一部について、国外犯処罰の特別規定を「第1項第2号、または第4号から7号までの罪は、詐欺行為若しくは管理侵害行為があった時、または保有者が示された時、または保有者から示された時に日本国内において管理されていた営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する」として第21条3項（改正前の4項）に置いている。

この「日本国内において管理されていた営業秘密」という要件については、逆に日本国外で管理されている営業秘密については保護の対象外であると解釈され、その場合に国外犯の処罰は期し難い。一方、このほか差止請求権者や損害賠償請求にかかわる私法的規定も国外における行為を前提とした規定がない<sup>(25)</sup>。

## V. 平成 29 年 7 月 12 日東京地裁判決<sup>(26)</sup>

平成 28 年(ワ)第 35978 号

原告 X：ブイ・テクノロジー

被告 Y：ウシオ電機

（事件の概要と当事者）

本件は X が別紙営業秘密目録記載の 1 及び 2 の各文書に掲載された光配向用偏光光照射装置に関する情報を取得した上、X を相手方とする訴訟及び保全事件において本件各文書を証拠又は疎明資料として裁判所に提出した Y に対し Y は X の営業秘密である本件情報につき「秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為」であること若しくは同行為が介在したことを重大な過失により知らないで取得し使用するなどしたものであって、Y の上記行為は不正競争防止法 2 条 1 項 8 号所定の不正競争に該当する旨主張して同法 3 条 1 項に基づく本件情報の使用及び開示の差止め同法 2 項に基づく本件情報が記録された文書及び記録媒体の廃棄並びに同法 14 条に基づく謝罪広

告の掲載を求める事案である。

X はフラットパネルディスプレイ用製造装置、検査装置、測定装置、観察装置及び修正装置の開発・製造・販売・サービス並びに太陽電池・LED 向け装置の開発・販売を主たる事業とする株式会社である。

Y は産業用放電灯を含む各種光源、管球及び電子機器部品並びに完成品、各種医療用光源及び器具その他各種電気機器の製造及び販売等を業とする株式会社である。

本件文書 1 は表紙に「配向膜用光学アライメント装置仕様書」との標題が付された平成 26 年 11 月 10 日付けの 16 丁の書面（甲 1）であり原告製品の製品概要、仕様等が記載されている。なお各丁に「CONFIDENTIAL」との記載がある。

本件文書 2 は、表紙はなく「標準露光動作説明」と題する書面等から成るいずれも平成 25 年 12 月 16 日付けの 4 丁の書面（甲 2）であり原告製品の露光に関する内容（光源の配置、露光量に関するシミュレーション等）が記載されている。なお各丁に「Confidential」との記載がある（以下、本件文書 1 の記載と一括して単に「Confidential の記載」ということがある。）

X は平成 25 年 12 月 19 日 X の製品の中国での販売について代理店契約を締結していた台湾企業に対し、中国企業向けの資料として本件文書 2 の電子データをメールで送信した。その後本件文書 2 は提供された。X は平成 26 年 11 月 13 日中国企業との打合せの際の原告製品の紹介資料として本件文書 1 の電子データをメールで送信し同日これをメールで送信した（甲 6）。

X との代理店契約には秘密保持条項（6 条）が設けられていた。また、X は本件各文書の開示に先立ち、秘密保持契約を締結していた。別件訴訟等 Y は平成 27 年原告製品の製造、販売等を行うことが Y の特許権の侵害に当たるとして当庁に対し、X を相手方とする 2 件の特許権侵害訴訟（東京地裁平成 27 年（ワ）第 18593 号及び同第 28608 号）を提起し、仮処分命令申立て（東京地裁平成 27 年（ヨ）第 22088 号）をし、原告製品の動作、構造等を特定する証拠又は疎明資料として本件各文書を裁判所に提出した。

（事件の争点）

(1) 準拠法は日本法か（争点 1）、(2) 不正開示行為は国外の行為でもよいか（争点 2）、(3) 本件情報は営業秘密（不競法 2 条 6 項）に該当するか（争点 3）、

(4) 被告の行為は不正競争（不競法2条1項8号）に該当するか（争点4）、(5) 差止め及び廃棄の必要性（争点5）、(6) 信用回復措置の必要性（争点6）（争点に対する当事者の主張）

争点1（準拠法は日本法か）について

【Xの主張】 不競法に基づく差止請求権は物権的請求権であるから物権及びその他の登記をすべき権利の準拠法を目的物所在地の法と規定する法の適用に関する通則法13条が適用され準拠法は日本法となる。

不法行為の準拠法を結果発生地の法と規定する通則法17条が適用されたとしても、営業秘密の使用が行われた地をもって結果発生地と解すべきであるから被告が本件情報を使用する日本を結果発生地と捉えるべきであり、準拠法は日本法である。

いずれにせよ、被告は日本法人であるから被告が本件情報を使用するとすればそれは日本で行われるであろうし、また本件の差止請求はこのような日本での使用のみを対象としているから準拠法は日本法である。

【Yの主張】 通則法17条を適用すべきであり本件情報の使用、開示により影響を受ける主たる市場地である中国を結果発生地と捉えるべきである。

また、Xとの秘密保持契約において準拠法はいずれも中国法とされており、Xはこれらの契約に関する紛争を中国法に従って解決する意思であった。

したがって、本件の準拠法は中国法であると解すべきであり我が国の不競法に基づくXの請求は失当である。

争点2（不正開示行為は国外の行為でもよいか）について

【Xの主張】 不競法2条1項8号は国内外の区別をしていないから国外における守秘義務違反の開示行為であっても、同号所定の不正開示行為に該当すると解すべきである。

この点においても、平成27年法律第54号による改正前の不競法21条（以下「平成27年改正前21条」という。）4項は、不競法2条1項8号の不正開示行為と密接に関連する管理任務違背開示行為（平成27年改正前21条1項4号）について国外犯であっても刑事処罰の対象としており、刑事罰だけを定めて民事上の救済を認めないというのでは損害を被った事業者の保護が図れず不競法の目的に反する。そこで、平成27年改正前21条4項を類推し保有者から示された時に日本国内において管理されていた営業秘密でありさえ

すれば守秘義務に違反する行為が国外で行われていても、不競法2条1項8号所定の不正開示行為に該当すると解すべきである。

【Yの主張】 不競法の目的は、事業者間の公正な競争を確保しもって国民経済の健全な発展に寄与することであり、同法の私法規定は国内における公正な競争を確保するための規定であるから、国外における行為には適用されず、国内における営業秘密の開示行為のみが不競法2条1項8号所定の不正開示行為に当たり得ると解すべきである。

なお、平成27年改正前21条4項は刑事責任に限って国外犯を処罰する趣旨の規定であり明文規定がない民事責任に類推されるべきものではない。

争点3（本件情報は営業秘密に該当するか）について

【Xの主張】 (1) 秘密管理性 Xは、本件情報を開示した上で、それぞれ秘密保持契約を締結している上、本件各文書の全てのページにConfidentialの記載があり原告の秘密管理意思が明確に示されているから本件情報は秘密管理性が認められる。

(2) 有用性 経済産業省が平成27年1月28日に改訂した営業秘密管理指針に示されているとおり、秘密管理性要件及び非公知性要件を満たす情報は有用性が認められることが通常であるから両要件を満たす本件情報は有用性が認められる。

実質的にも、短尺ランプを用いた光配向装置において有効照射領域に対する短尺ランプの本数や配置方法に関する情報は極めて重要であるところ、7、本件各文書にはそれらに関する情報が開示されており短尺ランプを用いた光配向装置に関する知見に乏しい被告において、これらの情報が有用であることは明らかである。

(3) 非公知性 本件情報は、守秘義務を課した者にししか公開されていないから非公知性が認められる。

なお、本件文書2の開示情報について千鳥状の3列の光源配置の構成は公知かもしれないが非公知の部分も含まれている。

(4) 小括 以上より、本件情報は営業秘密（不競法2条6項）に該当する。

【Yの主張】 (1) 秘密管理性 本件各文書は、被告が情報開示者に対して対価を支払ったり利益を供与するといったことなく、通常の営業活動の中で受領したものであり秘密管理性は認められない。また、Xは原告社内における本件各文書の管理の具体的態様を主張立証しておらず、その意味でも秘密管理性は認められな

い。さらに、本件各文書の Confidential の記載は形骸化しており、営業秘密である旨の言及もない X のメール（甲 6 の 1, 甲 9）等からも X の秘密管理意思は認められない。

(2) 有用性 本件文書 1 は、提案されたが結局採用されなかった装置に係る提案仕様書であり当業者には当然の技術事項や細かな設計事項を示すものにすぎず、また本件文書 2 は露光装置の分野で既に公知となっていた千鳥状の光源配置及び同配置のもとで当然予想される露光量のシミュレーションを示すものにすぎない。いずれも最先端の技術開発が進められている光配向用偏光光照射装置の分野において既に陳腐化しており有用性が認められない。

(3) 非公知性 本件文書 2 について争う。本件文書 2 の 1 枚目に示されている光源を千鳥配置とする構成は、本件文書 2 作成時点で特許第 481599 号公報に開示されていた公知技術であり 2 枚目以降も光源が千鳥状に配置された構造を採用する場合には技術的に当然予想される情報にすぎないから非公知性は認められない。

(4) 小括 以上より、本件情報は営業秘密（不競法 2 条 6 項）に当たらない。

争点 4（Y の行為は不正競争に該当するか）について

【X の主張】 (1) 不競法 2 条 1 項 8 号括弧書き後段所定の不正開示行為には秘密保持契約があり、これに違反する場合も含まれるところ、X は本件各文書をそれぞれ秘密保持契約を締結した者にしか開示していないから本件各文書が Y の手にあるのは上記開示先のいずれかが守秘義務に反して第三者に開示したことがきっかけとなったことに間違いなく、不正開示行為があったことは明らかである。

(2) そして、Y は X と競業関係にあるから自社での営業秘密管理体制に照らして不正開示行為の介在をすぐに認識できたはずである。ましてや、本件各文書の全てのページには Confidential の記載がありその認識は容易であったはずである。したがって、Y は不正開示行為であること又は不正開示行為が介在したことにつき重過失により知らないで本件各文書を取得したと認められ不競法 2 条 1 項 8 号に該当する。

そもそも、競合他社の情報について開示を受けること自体が異常事態であるから当該競合他社以外の者から当該情報を取得した時点で不正開示行為ではないか又は不正開示行為が介在していないかを確認する義務

があると解すべきである。とりわけ、光配向装置のメーカーは世界でも競争者が少ない業界でありその数が多い場合に比べて競合他社の情報の価値が相対的に高まりやすいからその情報を取得することは殊更異常であると認識すべきである。にもかかわらず、Y は漫然と本件各文書を取得しており、重過失が認められる。

なお、Y は中国には真に保護すべき秘密情報は書面に記載しない慣例がある旨主張するが、そのような慣例はない。

【Y の主張】 (1) X は不正開示行為を特定して主張立証しておらず、これを認めることはできない。

また、上記【Y の主張】のとおり不競法上の営業秘密に当たらない本件情報が秘密保持契約上の守秘義務の対象となることはなく、その意味でも不正取得行為が介在したとは認められない。

(2) 上記 (1) の点をおいても、本件各文書は被告が平成 27 年に通常の営業活動の中で受領したものであり当業者に有用な情報の開示もない。中国におけるビジネスの実情として、真に保護すべき秘密情報は書面に記載しないことが慣例となっており Confidential の記載が形骸化していることなども相まって、被告は本件各文書が既に開示者において守秘義務を負わない通常の文書であると受け止めていたのであり不正開示行為であること又は不正開示行為が介在したことを認識できなかったことにつき重過失はない。

争点 5 差止め及び廃棄の必要性：省略

争点 6 信用回復措置の必要性：省略

(当裁判所の判断)

争点 4（被告の行為は不正競争に該当するか）について検討する。

1 X は、本件各文書で秘密保持契約を締結した取引先にしか開示していないからこれらを Y が取得する過程で守秘義務違反による不正開示行為が介在したことは明らかであるところ、Y は X と競業関係にあり自社での営業秘密管理体制に照らし、また本件各文書の Confidential の記載から本件各文書の取得時に不正開示行為を認識することは容易であったはずであるから Y には不競法 2 条 1 項 8 号所定の重大な過失があり同号所定の不正競争が認められる旨主張する。

2 しかしながら、Y が本件各文書を取得する過程で不正開示行為が介在したと仮定したとしても、以下の

とおり Y が不正開示行為であること又は不正開示行為が介在したことを重大な過失により知らないで本件各文書を取得したと認めることはできないから Y に不競法 2 条 1 項 8 号所定の不正競争は認められない。

すなわち、前記前提事実等のとおり本件文書 1 は原告製品の製品概要、仕様等が記載された 16 丁の書面であり、また本件文書 2 は表紙がなく原告製品の露光に関する内容（光源の配置、露光量に関するシミュレーション等）が記載された 4 丁の書面であっていずれも X が中国企業に対して原告製品を販売する目的で台湾の代理店及び中国企業に提供したものと認められる。また、その内容も Y が自社の製品に取り入れるなどした場合に X に深刻な不利益を生じさせるようなものであるとは認められない。そして、Y は X の競合企業であり同様の営業活動を行っていたものであるから Y が営業活動の中で X が営業している製品の情報を得ることは当然に考えられるのであり、その一環として本件各文書を取得することは不自然とはいえず、Y が通常の営業活動の中で取得することは十分に考えられるものである（なお、X は競合他社の情報について開示を受けること自体が異常事態であり競争者が少ない光配向装置メーカーの業界では殊更異常と認識すべきであるとも主張するが競争者が少ないからこそ他社の製品に関する情報に接する機会が多いという側面も考えられるのであるから、X の上記主張は直ちには採用することができない）。

また、X と Y が競業関係にあるとしても X が取引先との間で本件各文書に関する秘密保持契約を締結したか否か本件各文書に記載された内容が取引先の守秘義務の対象に含まれるか否かについて Y が直ちに認識できたとは認められないし、本件各文書の Confidential の記載をもって直ちに契約上の守秘義務の対象文書であることが示されているものともいえない。

したがって、Y が本件各文書を取得した時点で守秘義務違反による不正開示行為であること又は不正開示行為が介在したことを疑うべき状況にあったと認めることはできず Y に不競法 2 条 1 項 8 号所定の重大な過失は認められない。

## VI. おわりに

我が国企業の営業秘密が不正開示後の悪意取得行為

(2 条 1 項 8 号) で侵害されたケースは、平成 2 年の改正後では、フッ素樹脂シートライニング事件（平成 10 年 12 月 22 日大阪地判）、人材派遣業顧客名簿事件（平成 14 年 12 月 26 日東京地判）、作務衣服販売顧客情報事件（平成 16 年 5 月 14 日東京地判）、プラント図面事件（控訴審：平成 23 年 9 月 27 日知高判、第 1 審：平成 22 年 3 月 30 日大阪地判）等がある<sup>(27)</sup>。

これらの事件では、渉外的な要因がなく、今回の事件がその違反行為の国外犯の処罰の可否、準拠法の決定等が争点となった初めてのケースである。

今回の裁判所の判断では、これらの争点に関して直接の判断は示されていないが、今後とも営業秘密に関する紛争は予想されるため、引き続き司法判断が注目される。

### (注並びに参考文献)

- (1) 渋谷達紀『知的財産法講義 III（第 2 版）』有斐閣（2008 年）127 頁以下。
- (2) 千野直邦『営業秘密の法的保護』中央経済社（2002 年）114 頁以下。
- (3) 田村善之『不正競争法概説（第 2 版）』有斐閣（2003 年）327 頁以下。
- (4) その後、平成 27 年 1 月経産省による「営業秘密保護に向けた取り組みについて」によると、次の様な施策が表明されている。
  - \* 営業秘密保護法制の見直し（不正競争防止法の改正）
  - \* 営業秘密等のワンストップ支持体制の整備
  - \* 官民の情報共有
  - \* 捜査当局との連携
  - \* 産業界の営業秘密保護取り組みレベル向上
- (5) 千野直邦「不正競争防止法における営業秘密侵害行為の態様」紋谷暢男教授還暦記念『知的財産権法の現代的課題』発明協会（1998 年）395 頁以下。山本庸幸「要説新不正競争防止法」発明協会（2009 年）133 頁以下。青山紘一『不正競争防止法（事例・判例）』経済産業調査会（2002 年）95 頁以下。
- (6) 前掲渋谷達紀『知的財産法講義 III（第 2 版）』有斐閣（2008 年）160 頁以下。
- (7) 前掲青山紘一『不正競争防止法（事例・判例）』経済産業調査会（2002 年）115 頁以下。
- (8) 津田麻紀子・伊万里全生・長井謙「平成 27 年改正不正競争防止法の概要」『CISTEC Journal』第 159 号（2015 年）41 頁以下。
- (9) 渉外的な特許侵害事件の準拠法については、紋谷暢男「知的所有権の国際的保護」『国際私法の争点（新版）』、有斐閣、1997 年、27 頁以下。井関涼子「日本国内の行為に対する米国特許権に基づく差止及び損害賠償請求」『知財管理』 Vol. 10 No.10、1562 頁参照。江口順一・茶園成樹前掲「工業所有権・著作権に関する国際私法上の問題」185 頁以下。横溝大「電



子商取引に関する抵触法上の諸問題－解釈論的検討を中心として－『民商法雑誌』第124巻第2号(2001年)186頁。早川吉尚「特許権侵害訴訟の準拠法－知的財産権に関する抵触法上の議論の特殊性」79－88頁。早川吉尚「国際知的財産法の解釈論的基盤」『立教法学』第58号(2001年)198頁以下。松本直樹「クロス・ボーダー・インジャンクションについて」『現代裁判法体系(26)知的財産権』(新日本法規出版,1999年)46頁以下。石黒一憲「知的財産権と並行輸入－BBS事件控訴審逆転判決を契機として(上)」『貿易と関税』(1995年6月号)59頁。齊藤彰『並行輸入による特許権侵害－それをめぐる論議についての批判的考察』関西大学研究所研究叢書第15冊(1997年)106頁。山田僚一『国際私法』(有斐閣,1992年)341頁。

尚、外国特許権侵害の準拠法に関する学説の分類法については、本文のごとく公法説・私法説・折衷説との分け方以外に「公法的法律関係」と「私法的法律関係」との枠組みの中で考える方法がある(早川吉尚)。これによると前者の学説は茶園成樹・松本直樹等により主張され、後者には齊藤彰・大友信秀・木柵照一等が属するとするものである。

また、「強行的適用法規」と「任意的・民事的適用法規」との分け方をする方法もある(横溝大)。これは、特許権侵害に関する法規を我が国の法例を中心とする準拠法選択規則により指定される任意的(民事的)法規であると把握して法例等による処理を提唱する後者の立場があるとする。そして、その処理方法で法例第11条第1項が適用されるべき(石黒一憲)・法例第10条が適用されるべき(齊藤彰)・条理上の工業所有権に関しては保護国法(又は登録国法による)という準拠法選択規則によるべし(山田僚一)等立場により異なるとする。一方、前者の立場は、特許に関する法規が強行的適用法規であるとして、我が国特許法の国際的適用範囲の探求による処理を提唱する公法説の立場があるとする。

- (10) 木柵照一「被告の日本国内における行為に対し、アメリカ特許に基づいて差止・廃棄請求をした事例」AIPPI Vol.45 No.5 2000年, 31頁参照。大友信秀「米国特許侵害事件の請求を属地主義の原則に基づき棄却した事例」『ジュリスト』No.1171, 2000年, 109頁参照。
- (11) 茶園茂樹「特許権侵害に関連する外国における行為」『NBL』No.679, 1999年, 16頁参照。
- (12) 飯塚卓也「営業秘密の国際的侵害行為に関する適用準拠法」高林・三村・竹中『現代知的財産法講座Ⅱ・知的財産法の実務的発展』日本評論社(2012年)387頁以下。
- (13) 前掲飯塚卓也『現代知的財産法講座Ⅱ・知的財産法の実務的発展』394頁以下。出口耕自「国際不正競争の準拠法」『日本国際経済法学会年報』第23号(2014年)117頁以下。
- (14) 岡本善八「ノウハウ侵害の準拠法『特許管理』第44巻第2号159頁以下。
- (15) 国友明彦「ノウハウ侵害による不法行為及び不当利得の準拠法」『平成3年度重要判例解説』260頁以下。柏木昇「不法行為－ノウハウの侵害」『涉外判例百選(第3版)』96頁以下。斎藤彰「不当利得－ノウハウの侵害」『国際私法判例百

選』70頁以下。

- (16) 相澤吉晴「不正競争」『演習国際私法(新版)』有斐閣137頁以下。
- (17) 井上泰人「国際裁判管轄」『知的財産訴訟実務大系Ⅲ－著作権法, その他, 全体問題』青林書院(2014年)427頁以下。
- (18) 『新法律学辞典(第3版)』(1990年)有斐閣, 895頁参照。
- (19) 木柵照一「国際的な知的財産紛争の準拠法」『L & T』No.16(2002年)53頁以下。
- (20) 木柵照一「国際的な知的財産紛争の準拠法」『知的財産紛争と国際私法上の課題に関する調査研究』(平成12年)83頁以下。同木柵照一「知的財産法の統一と国際私法」『国際私法年報』第3号(2001年), 191頁。同木柵照一「TRIPs協定による知的財産権の保護の意義と問題点－TRIPs協定における属地主義の原則をめぐって－」『21世紀における知的財産の展望』(2000年), 162頁以下。紋谷暢男「知的財産権の国際的保護」『国際私法の争点(新版)』(1996年)25頁以下。小泉直樹「いわゆる属地主義について－知的財産法と国際私法の間－」『上智法学論集』第45巻第1号(2001年)6頁以下。早川吉尚前掲「特許権侵害の準拠法－知的財産権に関する抵触法上の議論の特殊性」85頁以下。大友信秀『ジュリスト』1171号107頁以下。田村善之『知的財産法(第3版)』(2003年), 有斐閣, 464頁以下。出口耕自「国際知的財産権侵害と法例11条2項－外国特許権の侵害に基づく損害賠償請求－」『第108回国際私法学会報告レジメ』(2003・5・10), 1頁以下。駒田泰士「属地主義の原則の再考－知的財産権の明確な抵触法的規律を求めて－」『日本工業所有権法学会報告レジメ』(2003・6・7), 1頁以下。
- (21) 前掲金彦叔『国際知的財産権保護と法の抵触』124頁。
- (22) 大野聖二「知的財産侵害訴訟における準拠法」木柵照一『国際知的財産侵害訴訟の基礎理論』経済産業調査会(2003年)158頁以下。金彦叔『国際知的財産権保護と法の抵触』信山社(2011年)55頁以下。
- (23) 前掲平成26年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業「知的財産の保護と国際私法等に関する調査研究」参照。前掲国友明彦『平成3年度重要判例解説』『ジュリスト』第1002号, 261頁。前掲金彦叔『国際知的財産権保護と法の抵触』218頁以下。
- (24) 前掲平成26年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業「知的財産の保護と国際私法等に関する調査研究」参照。
- (25) 前掲飯塚卓也『現代知的財産法講座Ⅱ・知的財産法の実務的発展』387頁以下。
- (26) 最高裁ホームページ判例情報より。長田真理「海外での営業秘密開示行為が疑われる事例につき日本の不正競争防止法を適用した事例(東京地方裁判所平成29年7月12日判決平成28年(ワ)第359768号)」『JCAジャーナル』第727号(2018年)38頁以下。
- (27) 小野昌延・松村信夫『新・不正競争防止法概説(第2版)』青林書院(2015年)372頁以下。

(原稿受領 2018. 1. 26)